

第3章 計画の推進と管理

1 住民参加の推進

障害者の支援のためには、行政や障害者関係団体だけではなく、社会福祉協議会や民生・児童委員、ボランティアなど、地域福祉を推進する地域住民の支援や協力が必要です。

そのため、本計画の推進のため、ボランティアや地域関係団体相互の連携を強化しながら、当事者をはじめとする住民の参加を推進してまいります。

2 関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、広域的に対応しなければならない施策もありますので、県中部健康福祉センター管内の志太榛原圏域におけるサービスの状況を見ながら、県や他市町との連携しながら一体となって施策を推進してまいります。

また、制度の見直しなども考えられますので、国や県などの障害者施策の動向や変化等を踏まえながら、計画の弾力的な運用など柔軟な対応をしてまいります。

3 障害者自立支援ネットワーク

本計画の施策やサービスの実効性を高め、計画の評価や見直しを行うことを目的として、障害者関係団体、サービス事業者、学識経験者、地域福祉関係者、相談支援事業者、行政による障害者自立支援ネットワークにおいて、相談支援事業の運営評価などを行います。

また、このネットワークでは、医療、保健、福祉、教育、就労等の多分野にわたる障害者等の多様なニーズに対応するために、相談支援事業を軸として、障害者等の地域生活に関する問題を一元的・一次的に受け止め、支援が一体的かつ継続的に行えるように、情報の共有を行い関係機関との連携を図り協議・検討して、共通の目的に向け官民が協働して支援していくための場としても運営していきます。

【焼津市地域自立支援ネットワーク体系図】

